

第3章 主な取り組み事項

重点目標

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

【課題】

- ・ 県民一人ひとりが防犯に関心を持ち、具体的な防犯対策を行うよう、意識の啓発と情報の提供などを行う必要があります。
- ・ 現在、一部の県民や事業者、地域活動団体によって、自主的に行われている防犯活動を県内に広げ、さらに促進していく必要があります。

基本的方策（１） 県民一人ひとりの防犯意識を高める

「自らの安全は自らが守る」という県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、効果的な広報・啓発を行います。

【具体的な取り組み】

項目	内容	担当課
広報・啓発の充実	・ 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針 ³ などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。	県民生活課（知事部局） 体育スポーツ課（教育委員会） 生活安全企画課（警察本部）
犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	(1) 広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙 ⁴ 」や「交番・駐在所速報 ⁵ 」の内容を一層充実させることにより、県民や事業者に対して、犯罪発生情報などの情報を提供します。	地域課（警察本部）
	(2) あんしんFメール ⁶ による不審者等の情報の提供 県民が、地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに入手できるように、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供（あんしんFメール）を行います。	生活安全企画課

³ 防犯上の指針・・・「学校等における児童等の安全の確保のための指針」、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の4つの指針をいいます。

⁴ ミニ広報紙・・・地域住民のニーズに応じた地域安全情報を身近な話題として伝えるため、警察署や交番・駐在所で、県民の皆さんの住む地域を担当する警察官が毎月発行する「新聞」をいいます。

⁵ 交番・駐在所速報・・・交番・駐在所から迅速に伝えたい地域安全情報を簡潔に記載して、人目につきやすい場所にポスターのように掲示して情報を提供するものをいいます。地域で発生した事件事故の発生速報や迷子の手配などを内容としたものが多く、随時発行しています。

⁶ あんしんFメール・・・警察が把握した子どもに不安を与える声かけやつきまといなどのいわゆる不審者情報やひったくり、路上での強制わいせつなど県民に身近な犯罪情報を、警察本部のファクシミリから県民の皆さんが登録した携帯電話にメールで提供するものです。

項目	内容	担当課
犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	(3) ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。	生活安全企画課
	(4) 効果的な防犯活動に関する取り組み事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取り組み事例などや防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者提供します。	県民生活課 生活安全企画課
	(5) 悪質商法等に関する情報の提供 県民が公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法の被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。	県民生活課

【指標】

・あんしんFメール登録者数

平成19年9月末現在

956名

平成23年9月末

12,000名

基本的方策（２） 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

「地域の安全は地域が守る」という地域の防犯意識を高めるため、効果的な広報・啓発を行います。

県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を活性化し、さらに効果的に進めるための取り組みを行います。

【具体的な取り組み】

項 目	内 容	担当課
広報・啓発の充実	(1) 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民、事業者、地域活動団体の理解を深めるとともに、地域の防犯意識を高めるため、テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。	県民生活課 体育スポーツ課 生活安全企画課
	(2) 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動 ⁷ 期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	県民生活課 体育スポーツ課 生活安全企画課
	(3) 地域活動の機会をとらえたキャンペーンの実施 交通安全運動などの各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	県民生活課 体育スポーツ課 生活安全企画課
情報共有の促進	(1) 地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで必要な地域における情報の共有のため、市町村と連携して、警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。	生活安全企画課
	(2) 防犯活動団体⁸の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	県民生活課 生活安全企画課
防犯活動団体に対する支援	(1) 防犯活動団体の設立の支援 防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。	生活安全企画課

⁷ 全国地域安全運動・・・毎年、10月11日から同月20日までの10日間、防犯協会や地域安全の関係機関・団体及び警察が一層緊密に連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げるとともに一層の浸透と定着を図り、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に、全国で実施される地域安全活動をいいます。

⁸ 防犯活動団体・・・地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動などの犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

項目	内容	担当課
防犯活動団体に対する支援	(2) 防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。	生活安全企画課
防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	体育スポーツ課 生活安全企画課
青色回転灯装備車両 ⁹ 運行団体の拡充	地域における防犯パトロールを促進するため、全市町村において青色回転灯装備車両が運行されるよう、防犯活動団体などに対して、働きかけます。	生活安全企画課
事業者による活動の促進	防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して、安全シェルター活動 ¹⁰ に取り組むよう、働きかけます。	生活安全企画課
高齢者による活動の促進	(1) 老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動 ¹¹ や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。	高齢者福祉課 (知事部局)
	(2) 老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動がいっそう拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	生活安全企画課

⁹ 青色回転灯装備車両・・警察本部長から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる」との証明を受けた団体が、運輸局長から道路運送車両法に定める保安基準の緩和認定証を受け、青色回転灯を装備した自主防犯パトロールに使用する車両をいいます。

¹⁰ 安全シェルター活動・・事業者や地域住民が、子どもや女性などの弱者を犯罪や事故から守るため、「こども110番のいえ」、「安全安心推進の店」、「みんなをまもるみせ」、「かけこみ110番連絡所」などの名称で、緊急時に民家や事業所を安全シェルターとして提供する活動をいいます。

¹¹ 友愛訪問活動・・孤立しがちな一人暮らし高齢者などを、地域のボランティアによる安否確認や話し相手、身の回りの世話などにより暖かく見守り、高齢者が社会とのつながりを保ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す活動をいいます。

【指標】

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表件数

平成19年9月末現在

15件

平成23年9月末

100件

- ・ 青色回転灯装備車両運行団体数

平成19年9月末現在

39団体

平成23年9月末

70団体

【状況確認指標】

- ・ 設立または活動を支援した防犯活動団体数

平成19年1月～9月末

13団体

重点目標**2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める****【課題】**

- ・ 犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、効果的に進めるためには、県民、事業者、地域活動団体、行政が連携を図り、一体となって取り組みを行う必要があります。
- ・ 地域の住民に最も身近な自治体である市町村と県及び市町村間の連携を深める必要があります。

基本の方策（１） 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

県民、事業者、地域活動団体、行政が、意見や情報を交換し、相互に連携して犯罪のない安全安心まちづくりを進める体制を整備します。

市町村は地域の住民に最も身近な自治体であり、地域のコミュニティの再生など互いに守りあい支えあう地域社会づくりのために果たす役割が大きいことから、市町村との連携を積極的に図ります。

【具体的な取り組み】

項 目	内 容	担当課
広報・啓発の充実	・ シンボルマーク及び標語の普及を通じた啓発 犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組みます。	県民生活課 生活安全企画課
全県的な推進体制づくり	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、県民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などが意見の交換や情報の共有を行う場となる「高知県安全安心まちづくり推進会議（仮称）」の設立を呼びかけます。	県民生活課 体育スポーツ課 生活安全企画課
地域における推進体制づくりに対する支援	地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的かつ効果的に推進されるために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	県民生活課 体育スポーツ課 生活安全企画課
市町村に対する支援	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取り組みなどを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	県民生活課 生活安全企画課

【状況確認指標】

- ・ シンボルマーク及び標語の利用団体数

平成19年度

(19年度策定)

- ・ 地域における推進体制設置数

平成19年度

(19年度策定)

基本の方策（２） 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

日常的な生活の場において、県民と事業者、地域活動団体との積極的な連携を進めるとともに、団体間の連携の促進を図ります。

【具体的な取り組み】

項目	内容	担当課
防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援	防犯活動団体と自主防災組織 ^{1 2} が、一体となって防災訓練や防犯パトロールなどに取り組むことにより、それぞれの団体の活性化を図ることができるよう、市町村と連携して防災や防犯に関する情報を提供します。	地震・防災課（知事部局） 県民生活課 生活安全企画課 地域課
地域の支えあいのネットワークづくり	地域の支えあいのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりに関する協定や覚え書を締結するよう働きかけます。	保健福祉課（知事部局） 生活安全企画課
防犯活動団体との連携の促進	防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対し、必要な情報を提供します。	生活安全企画課

【状況確認指標】

- ・事業者、地域活動団体と締結した協定数

平成19年9月末現在

11件

- ・防犯活動団体と合同パトロールを実施した回数

平成18年中

144件

^{1 2} 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

重点目標

3 高齢者、障害者、女性、子どもの安全を確保する

【課題】

- ・全国的に児童等¹³が被害者となる凶悪な犯罪が発生していることや県内においても子どもに不安を与える行為が数多く発生していることなどから、児童等が1日の大半を過ごす学校等¹⁴や通学路等¹⁵における安全の確保が必要です。
- ・子どもが犯罪に巻き込まれることなく、健全な生活を営むことができる環境づくりを進める必要があります。
- ・高齢者、障害者、女性が犯罪の被害に遭わないよう、地域ぐるみで見守る活動を進める必要があります。
- ・観光旅行者等¹⁶の安全を確保する必要があります。

基本的方策(1) 学校等における児童等の安全を確保する

児童等の防犯意識を高めるための安全教育の充実を図るとともに、学校等における安全対策を促進します。

【具体的な取り組み】

項目	内容	担当課
学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者 ¹⁷ に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	私学・大学支援課 (知事部局) 障害福祉課(知事部局) こども課(知事部局) 生涯学習課(教育委員会) 体育スポーツ課
学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアル ¹⁸ の策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。	私学・大学支援課 障害福祉課 こども課 幼保支援課(教育委員会) 生涯学習課 体育スポーツ課 生活安全企画課

¹³ 児童等・・・児童、生徒、乳幼児などをいいます。

¹⁴ 学校等・・・学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む)、放課後児童健全育成事業の用に供される施設、学習塾などをいいます。

¹⁵ 通学路等・・・児童等の通学又は通園などの用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

¹⁶ 観光旅行者等・・・観光旅行などで本県を訪れる者のほか、ビジネスなどの観光以外の目的で本県を訪れる人すべてをいいます。

¹⁷ 学校等の設置・管理者・・・公立学校にあつては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長です。私立学校にあつては、設置者又は管理者は学校法人などです。

¹⁸ 危機管理マニュアル・・・正式な名称は「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」です。文部科学省が作成した不審者侵入時の幼児や児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の指導書のことをいいます。

項 目	内 容	担当課
学校等の安全確保体制づくりの促進	(2) 学習塾に対する児童等の安全の確保の啓発 学習塾に通う子どもの安全を確保するため、学習塾などに対して、「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」の周知に努めます。	生涯学習課
	(3) 不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	私学・大学支援課 障害福祉課 こども課 生涯学習課 体育スポーツ課 生活安全企画課
学校等における子どもの見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。	私学・大学支援課 障害福祉課 こども課 生涯学習課 体育スポーツ課 生活安全企画課
児童等への安全教育の充実	(1) 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	私学・大学支援課 障害福祉課 こども課 幼保支援課 生涯学習課 体育スポーツ課 生活安全企画課
	(2) 安全マップ ¹⁹ 作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。	体育スポーツ課 生活安全企画課
防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。	私学・大学支援課 障害福祉課 こども課 生涯学習課 体育スポーツ課

¹⁹安全マップ・・地域の中で、犯罪や事故の発生しやすい危険箇所（道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など）や「子ども110番の家」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップ。マップの作成作業を通じて、作成者が危険予測能力、危険回避能力を身に付け、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

【指標】

1 危機管理マニュアルの策定率

	平成 18 年度	平成 21 年度
幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）	98.8%	100%
保育所	49.0%	100%

（平成 17 年度）

2 家庭・地域・団体との間で協力要請や情報交換を行うために開催する会議の実施率

	平成 18 年度	平成 21 年度
幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）	83.3%	100%
保育所	（未調査）	100%

3 子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施率

	平成 18 年度	平成 21 年度
幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）	61.0%	100%
保育所	59.5%	100%

（平成 17 年度）

4 教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施率

	平成 18 年度	平成 21 年度
幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）	58.5%	100%
保育所	（未調査）	100%

5 安全マップの作成率（小学校のみ）

	平成 18 年度	平成 21 年度
	66.5%	100%

6 学校の安全点検の実施率

	平成 18 年度	平成 21 年度
幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）	85.2%	100%
保育所	（未調査）	100%

注 1 指標は文部科学省の実施する「学校の安全管理の取組状況に関する調査」による。ただし、保育所（厚生労働省所管）については当該調査対象外のため、平成 17 年度の高知県独自調査による。（中核市である高知市の保育施設を除く。）

注 2 認可外保育所は調査未実施。

注 3 保育所については、平成 19 年度以降高知市の保育所も含めて調査予定。

基本の方策（２） 通学路等における児童等の安全を確保する

通学路等における児童等の安全が確保されるよう、地域住民、事業者、地域活動団体と連携した取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

項目	内容	担当課
通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	幼保支援課 生涯学習課 体育スポーツ課 生活安全企画課
通学路等における児童等の見守り活動等の推進	(1) 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	体育スポーツ課 生活安全企画課
	(2) 通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	体育スポーツ課 生活安全企画課 少年課（警察本部）
	(3) セーフティステーション ²⁰ 活動の促進 「こども110番のいえ」 ²¹ をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティステーション）が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	生活安全企画課
通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともにその改善に向けて取り組むよう働きかけます。	道路課（知事部局） 公園下水道課（知事部局） 体育スポーツ課 生活安全企画課

²⁰ セーフティステーション・・・子ども、高齢者、女性などの弱者を保護するための活動で、24時間活動型社会において、深夜時間帯まで営業する深夜スーパーなどの店に地域安全活動への理解と協力を得て、同店を地域社会の安全拠点（セーフティステーション）として運用する活動をいいます。

²¹ こども110番のいえ・・・子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業所が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいいます。

【指標】

1 地域ボランティアによる校内外の巡回等実施率 (小学校のみ)

平成 18 年度
63.5%

平成 21 年度
100%

2 通学路の安全点検の実施率(小学校のみ)

平成 18 年度
94.2%

平成 21 年度
100%

基本の方策（3） 子どもの安全を確保する

「地域の子どもは地域で守り育てる」「子どもたちの健やかで豊かな心を育む」という基本的な考え方に基づき、子どもが犯罪に巻き込まれることなく、健全な生活を営むことができるよう取り組みます。

【具体的な取り組み】

項 目	内 容	担当課
広報・啓発の充実	<p>・ 地域ぐるみで子どもを守る広報・啓発の実施 テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p>	県民生活課 体育スポーツ課 生活安全企画課
子どもたちを健やかに育てる取り組み	<p>(1) 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取り組みの実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。</p>	こども課
	<p>(2) 虐待やいじめから地域ぐるみで子どもを守る意識を高めるためのネットワークづくり 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高めるため、学校、PTA及び民生委員、児童委員などが虐待やいじめの発生状況、虐待の早期発見方法などの情報を共有できるネットワークづくりに取り組みます。</p>	保健福祉課 小中学校課（教育委員会） 高等学校課（教育委員会） 特別支援教育課（教育委員会） 生涯学習課 人権教育課（教育委員会） 少年課
	<p>(3) ルールや法を守る心を育てる取り組みの実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。</p>	幼保支援課 生涯学習課 少年課
	<p>(4) 犯罪に巻き込まれない力を育成する取り組みの実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するための取り組みを行います。</p>	体育スポーツ課 少年課
	<p>(5) 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取り組みの実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、携帯電話などにおけるフィルタリング^{2 2}の普及や情報に関するモラルの教育を行います。</p>	小中学校課 高等学校課 人権教育課 生活安全企画課

^{2 2} フィルタリング・インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除などする機能のことをいいます。

項 目	内 容	担当課
子どもたちを健やかに育てる取り組み	(6) 保護者に対する相談による支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対し、相談により児童養育を支援します。	こども課 幼保支援課 生涯学習課 少年課
	(7) 子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。	生涯学習課

基本の方策（４） 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性を犯罪の被害から守るため、地域住民、事業者、地域活動団体、市町村などの関係機関が一体となった地域ぐるみの支え合い活動が促進されるよう、意識啓発や必要な情報を提供します。

【具体的な取り組み】

項 目	内 容	担当課
広報・啓発の充実	地域社会において、高齢者などへの虐待やDV ²³ などの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。	高齢者福祉課(知事部局) 県民生活課 男女共同参画・NPO課(知事部局)
高齢者の見守り活動の推進	(1) 市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全協(議)会 ²⁴ などと連携して、高齢者が地域で安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。	生活安全企画課 地域課
	(2) 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求 ²⁵ や悪質商法 ²⁶ などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	県民生活課 生活安全企画課 地域課
	(3) 地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センター ²⁷ を中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが実施する高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	高齢者福祉課

²³ DV・・・ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。「配偶者」には元配偶者や事実婚にある者を含みます。

²⁴ 地域安全協(議)会・・・県内の16警察署管内に16団体が組織されている地域安全活動の中核的な団体。幼稚園や小学校における「誘拐被害防止教室」、高齢者を対象とした「悪質商法被害防止教室」などの防犯活動や防犯活動団体との合同防犯パトロールの実施、「地域安全ニュース」の発行による広報活動など地域における幅広い地域安全活動を行っています。

²⁵ 架空請求・・・架空の有料サイト利用料金債権回収や裁判の取り下げを口実に、ダイレクトメールや電子メールを送付するなどして、お金をだまし取ろうとするものなどをいいます。

²⁶ 悪質商法・・・虚偽説明、脅迫、販売目的隠匿などの方法で、高額・粗悪な商品やサービスを購入させるものをいいます。

²⁷ 地域包括支援センター・・・改正介護保険法の施行に伴い、公正・中立な立場で、高齢者などの総合相談支援、高齢者虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担う地域の中核機関をいいます。

項目	内容	担当課
障害者の見守り活動の促進	(1) 市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	障害福祉課 生活安全企画課
	(2) 情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	障害福祉課 県民生活課
女性の犯罪被害回避に関する取り組み	(1) 情報の提供 女性がひったくりやつきまといなどの被害に遭わないために、ホームページなどにより危険を回避するための情報を提供します。	生活安全企画課
	(2) 防犯教室等の実施 女性がちかんや暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。	生活安全企画課
	(3) 地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	生活安全企画課 地域課

【状況確認指標】

- ・ 高齢者を対象とする防犯教室の開催回数

平成18年中

141件

基本の方策（５） 観光旅行者等の安全を確保する

観光旅行者ほかの本県に滞在する者の安全を確保するため、必要な取り組みを行います。

【具体的な取り組み】

項 目	内 容	担当課
安全情報の提供	(1) 観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの関係業界の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。	生活安全企画課
	(2) 観光事業者に対する安全情報の提供 観光事業者などが自主的な防犯対策を行うことができるよう、旅館・ホテル、観光施設などの観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇するおそれのある犯罪などについて、発生状況や防犯対策などの情報を提供します。	生活安全企画課
従業員等に対する防犯教育の促進	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。	観光振興課 (知事部局) 生活安全企画課

【状況確認指標】

- ・ 従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数
 平成18年中
 (未調査)

重点目標

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

【課題】

- ・道路、公園、駐車場及び駐輪場などの公共の空間において、ひったくりや乗り物盗などの街頭犯罪、住宅での侵入盗が多く発生しています。
- ・犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場、住宅の普及を進める必要があります。
- ・犯罪の防止に配慮した金融機関、深夜小売店舗の普及を進める必要があります。

基本的方策(1) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止のための配慮をします。

【具体的な取り組み】

項目	内容	担当課
犯罪の防止に配慮した道路等 ²⁸ の構造、設備等に関する指針の周知	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。	経営支援課 (知事部局) 県民生活課 道路課 都市計画課(知事部局) 公園下水道課 生活安全企画課
犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備	県が管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	道路課 都市計画課 公園下水道課 施設整備担当各課

【状況確認指標】

- ・県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キ口数(道路施設の現況)
平成18年4月1日現在
右: 342,025キ口、左: 402,275キ口
- ・道路照明灯²⁹の設置基数(道路施設の現況)
平成18年4月1日現在 14,660基
- ・ロードボランティア³⁰の登録団体数
平成19年4月現在 426団体 8,978人
- ・地域に委託している道路維持(草刈り)
平成18年度 27市町村 89路線 262箇所

²⁸ 道路等…道路、公園、駐車場及び駐輪場をいいます。

²⁹ 道路照明灯…道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。

³⁰ ロードボランティア…道路の美化や清掃、緑化などのボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人クラブ、婦人会、学校、企業などの団体や個人で、申請により土木事務所長が認定しているものをいいます。

基本的方策（２） 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

空き巣などの住宅への侵入盗の被害に遭いにくい住宅の普及に努めます。

【具体的な取り組み】

項目	取り組み内容	担当課
犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知	防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。	県民生活課 住宅課（知事部局） 建築指導課（知事部局） 生活安全企画課
住宅の安全に関する情報の提供	(1) 住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示 ^{3 1} の普及や、犯罪防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。	住宅課 生活安全企画課
	(2) 防犯機器の情報の提供 ホームページや展示などにより、補助錠やセンサーライトなどの防犯機器その他の情報提供を行い犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。	生活安全企画課
県営住宅の整備	県営住宅について、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針に基づく整備に努めます。	住宅課

【状況確認指標】

- ・ 建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布数

平成19年度

(19年度作成)

^{3 1} 住宅性能表示・・・平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能をわかりやすく表示する制度をいいます。

基本の方策（３） 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

防犯訓練、安全点検や防犯対策などに関する情報の提供などにより、犯罪の防止に配慮した金融機関^{3 2}、深夜小売店舗^{3 3}の普及を図ります。

【具体的な取り組み】

項 目	内 容	担当課
金融機関に対する啓発	金融機関に対し、必要な防犯情報を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。	生活安全企画課
深夜小売店舗に対する啓発	コンビニなどの深夜小売店舗に対し、夜間複数勤務、通報機器や防犯カメラの設置、カラーボール ^{3 4} の配備ほかの防犯体制の整備について啓発を行います。	生活安全企画課

【状況確認指標】

・深夜スーパーにおける防犯設備の整備率

平成18年12月末現在

防犯ベル配備 76%

カラーボール配備 77%

^{3 2} 金融機関・・・銀行、信用金庫、労働金庫、貸金業者などをいいます。

^{3 3} 深夜小売店舗・・・午後10時から翌日の午前5時までに営業している小売店舗をいいます。

^{3 4} カラーボール・・・蛍光塗料の液体が入ったプラスチック製のボールをいいます。

逃走する犯人の足元や車両にめがけて投げつけ、当たると割れて塗料が付着し、重要な証拠や逃走経路などを特定できる利点があります。